



中華人民共和国企業所得税法

(2007年3月16日第十回全国人民代表大会第五回会議通過)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 課税所得額
- 第三章 納税額
- 第四章 税制優遇
- 第五章 源泉徴収
- 第六章 特別納税調整
- 第七章 徴収管理
- 第八章 附則

第一章 総則

第一条 中華人民共和国国内において、企業及びその他収入を取得する組織（以下企業と総称）は企業所得税の納税者として、本法規定に基づき企業所得税を納付すること。個人の独資企業、パートナーシップ企業には、本法は適用しない。

第二条 企業は居住者企業と非居住者企業に分かれる。

本法でいう居住者企業とは、法に基づいて中国国内で設立したか、或いは、外国（地区）の法律により設立したが実際の管理機構は中国国内に所在する企業を指す。

本法でいう非居住者企業とは、外国【地区】の法律に基づき設立され、かつ実際の管理機構が中国国内にないが、中国国内に機構、拠点がある企業、もしくは中国国内に機構、拠点を設立してはいないが、中国国内に所得の源泉がある企業を指す。

第三条 居住者企業はその中国国内、国外を源泉とする所得について企業所得税を納めなければならない。

非居住者企業で中国国内に機構、拠点を設立しているものは、その設置している機構、拠点が取得した中国国内を源泉とする所得、及び中国国外で発生したがその設置している機構、拠点と実際に関係のある所得について、企業所得税を納めなければならない。

非居住者企業で中国国内に機構、拠点を設立していない、或いは機構、拠点を設立してはいるが取得した所得とその設置した機構、拠点に実際に関連がない場合でも、中国国内を源泉とする所得については、企業所得税を納めなければならない。

第四条 企業所得税の税率は25%とする。

非居住者企業の本法第3条第3項に規定する所得は、20%の税率を適用する。

第二章 課税所得額

第五条 企業の每一納税年度の収入総額から、非課税収入、免税対象収入、各項控除及び損益通算が認められている過年度の損失の金額を引いたものを課税所得とする。



第六条 企業が貨幣形式と非貨幣形式をもって各種源泉から取得する収入を収入総額とし、以下を含む。

- (一) 貨物（製品）販売収入
- (二) 労務提供（サービス）収入
- (三) 財産譲渡収入
- (四) 配当収入、所得利益配分などの投資収入
- (五) 利息収入
- (六) 貸貸収入
- (七) 特許権使用料収入
- (八) 寄付金受取収入
- (九) その他収入

第七条 収入総額中の下記収入は非課税収入とする

- (一) 財政支出費
- (二) 法に基づいて徴収し、財政管理の行政事業性費用、政府性基金にあてるもの
- (三) 国務院が規定するその他非課税対象収入

第八条 各種原価、費用、税金、損失とその他支出を含む、企業で実際に発生した収入の取得に係る合理的な支出は、課税所得を計算する際に控除することができる。

第九条 企業において発生する公共性の寄付金支出は、年度利益総額の12%以内で課税所得を計算する際に控除できる。

第十条 課税所得を計算する際、以下の支出は控除できない。

- (一) 投資者に支払う配当収入、所得利益配分などの権益性の投資収益額
- (二) 企業所得税税額
- (三) 納税滞納金
- (四) 罰金と没収財の損失
- (五) 本法第九条で規定する以外の寄付金支出
- (六) スポンサー支出
- (七) 「査定」(核定)前の準備金支出
- (八) 収入と無関係のその他支出

第十一条 課税所得を計算する際には、企業は規定に基づき固定資産の減価償却計算を行い、控除できる。下記の固定資産は減価償却控除の計算を行ってはならない。

- (一) 家屋、建築物以外で使用を開始していない固定資産
- (二) (企業が) オペレーションリース方式でリースを受けた固定資産
- (三) (リース会社等が) ファイナンスリース方式でリースに出した固定資産
- (四) 既に減価償却(残存額まで)が終了したが継続して使用する固定資産
- (五) 経営活動と関係のない固定資産
- (六) (土地) 単独で見積もり、固定資産として記帳されている土地
- (七) その他減価償却を計算してはならない固定資産



第十二条 課税所得を計算する際には、企業は規定に基づき計算をした無形資産の償却費を控除できる。

以下の無形資産は償却費を計算し控除してはならない。

- (一) 自社開発で支出し、課税所得を計算した際に既に控除した無形資産
- (二) 自社で築いた商業価値（暖簾等）
- (三) 経営活動と無関係の無形資産
- (四) その他償却費を計算し、控除してはならない無形資産

第十三条 課税所得を計算する際には、企業に発生した以下の支出は、長期前払費用とし、規定に基づいて償却したものは、控除できる。

- (一) 既に減価償却が終了した固定資産を改良するために要した支出
- (二) リースを受けた固定資産を改良するために要した支出
- (三) 固定資産を大幅に修繕するために要した支出
- (四) その他長期前払費用とすべき支出

第十四条 企業の対外投資期間中、投資資産の原価は課税所得を計算する際に控除してはならない。

第十五条 企業が棚卸資産を使用もしくは販売する場合、規定に従い計算した棚卸資産の原価は、課税所得を計算する際に控除できる。

第十六条 企業が資産を譲渡する際、その項目の純価額については、課税所得を計算する際に控除できる。

第十七条 企業は企業所得税を一括計算する際、その国外営業機構の損失については、国内の営業機構の利益から控除してはならない。

第十八条 企業の納税年度に発生した損失は以後の年度に繰り越して、以後の年度の所得と損益通算することが出来るが、(損失)繰り越し可能年数は最長で5年を越えないこととする。

第十九条 非居住者企業の所得で、本法第三条第三項に規定する所得は、以下の方法でその課税所得を計算する。

- (一) 配当、利益配分所得など権益性投資収益、利息、賃貸収入、特許権使用料所得は、収入金額をもって課税所得とする。
- (二) 財産譲渡所得については、収入全額から財産の純価額を引いた後の残額を課税所得とする。
- (三) その他所得については、前二項の規定する方法を参照し、課税所得を計算する。

第二十条 本章で規定する収入・控除の具体的な範囲・基準と資産の税務処理の具体的弁法は、国務院財政・税務主管部門により規定される。

第二十一条 課税所得を計算する際に、企業財務・会計処理の弁法と税法法律・行政法規に不一致がある場合には、税法法律・行政法規の規定に基づいて計算する。



第三章 納税額

第二十二條 企業の課税所得に適用する税率を乗じ、本法の税制優遇規定により減免、税額控除した残りの額を納税額とする。

第二十三條 企業が控除した下記所得が既に国外において所得税を納付していた場合、その当期の納税すべき額から税額控除できる。税額控除の限度は当該項目所得の本法規定に基づき計算した納税すべき税額とする：税額控除の限度額を超えた部分については、以後の5年度内に於いて、各年度の税額控除限度額の当年度税額控除利用後、残枠があれば税額控除が可能となる。

- (一) 居住者企業がその源泉を中国国外とする課税対象所得。
- (二) 非居住者企業が中国国内で設立した機構、拠点が、中国国外で発生して取得したが当該機構、拠点と実際に関係ある課税対象所得。

第二十四條 居住者企業が、その直接或いは間接的に株式持分を保有する外国企業が分配する中国国外を源泉とする配当、及び利益配分所得など権益性の投資収入については、外国企業が国外において実際に納付した所得税額のうち、当該項目の負担部分については、当該居住者企業の税額控除が可能な国外所得税額として、本法第二十三條規定の税額控除限度額内で税額控除できる。

第四章 税制優遇

第二十五條 国家は重点サポート、発展奨励する産業とプロジェクトについては、企業所得税優遇を付与する。

第二十六條 企業の以下の収入は免税収入とする。

- (一) 国債の利息収入
- (二) 条件に合致する居住者企業間の配当、所得利益配分などの権益性投資収益
- (三) 中国国内に機構、拠点を設立した非居住者企業が居住者企業から取得した当該機構、拠点と実際に関連のある配当、所得利益配分などの権益性投資収益
- (四) 条件に合致した非営利組織の収入

第二十七條 企業の下記の所得については、企業所得税の減免ができる。

- (一) 農業、林業、牧畜、漁業プロジェクトに従事する際の所得
- (二) 国家が重点的サポートを行う公共インフラ設備プロジェクト投資経営に従事した際の所得
- (三) 条件に合った環境保護、省エネ節水プロジェクトに従事した際の所得
- (四) 条件に合致した技術譲渡の所得
- (五) 本法第三条第三項に規定する所得

第二十八條 条件に合致する零細企業（小型微利企業）には企業所得税を減額、20%を税率とする。国家が重点的にサポートを必要としているハイテク企業については、企業所得税を減額、15%を税率とする。

第二十九條 民族自治地方の自治機関が当該民族自治地方の企業が納付する企業所得税のうち、地方所管分については、減税か免税を決めることができる。自治州、自治



県が減税もしくは免税を決定する場合は、省・自治区・直轄市人民政府へ報告し批准を得ることが必要である。

第三十条 企業の下記の支出については、納税所得額を計算する際に控除に加えることができる。

- (一) 新技術、新製品、新加工技術の開発のために発生した研究開発費用
- (二) 体の不自由な人員及びその他国家が雇用を奨励する就業人員の雇用におけるその給与支出

第三十一条 創業投資（ベンチャー投資）企業が、国家の重点サポート、奨励を必要とする創業投資に従事する際は、投資額の一定比率についてその納税所得額から控除できる。

第三十二条 企業の固定資産が技術的進歩（スピード）などの原因により、加速度償却方法が必要となった場合は、減価償却年限の短縮、もしくは加速度償却などの方法を実行出来る。

第三十三条 企業が資源を総合的に利用し、国家の産業政策規定に合致した製品を生産することで取得した収入は、納税所得額を計算する際に収入から減じることが出来る。

第三十四条 企業が環境保護、省エネ、節水、安全生産などに資する専用の設備を購入設置した投資額は、一定の比率に基づき税額控除・免除ができる。

第三十五条 本法規定の税制優遇の具体的弁法は、国务院が規定する。

第三十六条 国民経済と社会発展に伴うニーズ、もしくは突発的な事件等の原因により、企業の経営活動、生産に対し重大な影響を与えた場合は、国务院は企業所得税の特別優遇政策を定め、全国人民代表大会常務委員会に報告を行う。

第五章 源泉徴収

第三十七条 非居住者企業が取得した本法第三条第三項に規定する各項所得の納税すべき所得税については、源泉徴収を実施し、支払者を源泉徴収の義務者とする。税額は徴収義務者が毎回の支払い或いは期日における支払いの際に、支払い或いは期日における支払い金額から差し引いて納付する。

第三十八条 非居住者企業が中国国内において取得した作業と労務（提供サービス）所得に対し納付すべき所得税については、税務機関は作業価格や労務費の支払者を徴収義務者と指定することが出来る。

第三十九条 本法第三十七条、第三十八条の規定に基づき徴収を行う所得税については、徴収義務者が法に基づいた徴収をしていない、或いは、徴収義務の履行が出来ない場合には、所得発生地において納税者が納税を行う。納税者が法に基づいた納税を完了していない場合、税務機関は当該納税人が中国国内でのその他収入項目における支払者が支払うものの中から、当該納税人の納付すべき税額を追徴できる。



第四十条 徴収義務を負う者が毎回代理徴収する税額は、控除の日から起算して7日のうちに国庫に納め、所在地の主管税務機関に報告し、徴収企業所得税報告表を送付する。

第六章 特別納税調整（移転価格税制）

第四十一条 企業とその関連者間の取引業務が、独立取引の原則に合致せず、企業もしくはその関連者が納税すべき収入もしくは所得額を減少させる場合は、税務機関は合理的な方法に基づき調整する権利を有する。

企業とその関連者が、共同開発、無形資産譲受、或いは労務提供の授受で発生コストを分担した場合は、納税対象所得額を計算する際に独立取引の原則に基づき、分けて処理する。

第四十二条 企業は、税務機関に対し、その関連者間の取引業務において、価格設定原則（根拠）と計算方法を提出し、税務機関は企業と協力、相談のうえ、（内容を）確認後、予約（取り決め）価格を設定することができる。

第四十三条 企業は税務機関に対し年度企業所得税納税申請表を送付報告する際、その関連者間との取引業務について、年度関連業務往来報告表を送付する。

税務機関が関連者間の業務調査を行う際、企業、関連者及び関連業務調査に関連するその他の企業は、規定に基づき関連資料を提供しなければならない。

第四十四条 企業とその関連者との取引業務について資料を提供しない、或いは虚偽または、完全でない資料を提供し、その関連業務取引の状況を正しく反映していない場合、税務機関はその納税すべき所得額を法に基づいて確認、決定する権利を有する。

第四十五条 居住者企業、或いは居住者企業と中国居民によってコントロールされる実際の税負担が本法第四条第一項に規定する税率の水準より明らかに低い国家【地区】の企業で、合理的な経営上の必要性に基づくものでなく分配しない或いは少なく分配を行うものは、上述の利益のなかで当該居住者企業に帰属する部分については、当該居住者企業の当期の収入に計上する。

第四十六条 企業は、その関連者から受けている債権性投資や権益性投資の比率が、規定の基準を超過して発生した（超過分の支払）利息支出については、課税対象所得を計算する際に、控除してはならない。

第四十七条 企業がその他合理的商業目的を持ち合わせない取引を実行し、その納税対象収入或いは所得額を減少させた場合は、税務機関は合理的な方法で調整する権利を有する。

第四十八条 税務機関は、本章規定に基づき納税の調整を行い、税金の追徴が必要となった場合は、税額の追徴を行い、国务院の規定に基づき利息を徴収することができる。



第九章 徴収管理

- 第四十九条 企業所得税の徴収管理は、本法の規定以外に、「中華人民共和国税収徴収管理法」の規定に基づき執行する。
- 第五十条 税法法律、行政法規でその他規定している場合を除き、居住者企業は企業登記地を以って納税地とする：但し、登記登録地が国外の場合は、実際の管理機構の所在地を納税地とする。
居住者企業が中国国内で設立した法人格を持たない営業機構は、まとめて計算し企業所得税を納付する。
- 第五十一条 非居住者企業が取得する本法第三条第二項規定の所得については、機構、拠点の所在地を以って納税地とする。非居住者企業が中国国内に 2 カ所（社）或いは 2 カ所（社）以上の機構、拠点を設立している場合は、税務機関の審査確認を経て、その主要機構、拠点で一括して企業所得税を納付することも選択できる。
- 第五十二条 国務院でその他規定している場合を除き、企業間で合算をして企業所得税を納付してはならない。
- 第五十三条 企業所得税は納税年度に基づいて計算する。納付年度は、西暦 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
企業が一つの納税年度内に開業或いは営業活動を終了することで、当該納税年度の実際の経営機関が 12 カ月に満たない場合、その実際の経営期間を一つの納税年度とする。
企業は法に基づき清算する場合、清算期間を一つの納税年度とする。
- 第五十四条 企業所得税は月毎或いは四半期ごとに（分割）前払いをする。
企業は月もしくは四半期の最終日から起算して 15 日以内に、税務機関に対し、企業所得税前払い申請報告表を送り、税額の前払いを行わなくてはならない。
企業は、年度最終日から起算して 5 カ月以内に、税務機関に対し年度企業所得税納税申告報告表を送付のうえ、まとめて精算、所定の税額を支払い、還付を受ける。
企業は企業所得税納税申請報告表を送付する際に、規定に基づき財務会計報告とその他関連資料を添付しなければならない。
- 第五十五条 企業が年度中に経営活動を終了する場合は、実際の経営終了日から起算して 60 日以内に主管税務機関に対し、当期企業所得税の精算、支払いの手続きを行う。
企業は登記の抹消を行う前に、その精算した所得について税務機関に対し申請、並びに法に基づき納税しなければならない。
- 第五十六条 本法に基づき納付する企業所得税は人民元を以って計算する。所得が人民元以外の通貨で計算されている場合は、人民元に換算して納税しなければならない。



第十章 附則

第五十七条 本法公布以前に既に設立を認可された企業で、当時の税法法律、行政法規に基づき低税率での優遇を享受できるものは、国務院の規定に基づき、本法実施後 5 年以内に本法規定の税率に移行する：期間限定の税の減免優遇を享受しているものは、国務院の規定に基づき、本法実施後、その期間が満了するまで継続して享受できるが、利益が発生しておらず、優遇を受けていないものは、その優遇期間は本法実施年度から起算する。

法律で設置された対外経済合作と技術交流を発展させるための特定地区内、及び国務院が既に上述地区の（ような）特別政策の執行を決定している地区内に新たに設立した、国家が重点的に扶助するハイテク企業は、過渡期性の税制優遇（措置）を享受できる。具体的な弁法は、国務院が規定する。国家が既に定めたその他の奨励企業は、国務院の規定に基づき税の減免優遇が享受できる。

第五十八条 中華人民共和国政府と外国政府が締結した税関関連の協定と本法規定に齟齬がある場合、協定の規定に基づき処理する。

第五十九条 国務院は本法に基づき実施条例を制定する。

第六十条 本法は 2008 年 1 月 1 日より実施する。1991 年 4 月 9 日第七回全国人民代表大会第四次会議を通過した「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」と 1993 年 12 月 13 日国務院が公布した「中華人民共和国企業所得税暫定条例」は同時に廃止する。

以 上

（三菱東京 UFJ 銀行 香港支店業務開発室、国際業務部中国業務支援室仮訳）